

大分市水道料金等関連総合業務(検針)委託公募型プロポーザル方式による事業者選定基準

この基準は、公募型プロポーザル方式(以下「プロポーザル」という。)により、大分市水道料金等関連総合業務(検針)委託に係る受託事業者を選定するため、プロポーザル参加事業者(以下「参加事業者」という。)から提出された業務提案書等の内容を客観的に評価するための基準として示すものです。

1 プロポーザルの審査評価及び選定方法

プロポーザルの審査評価及び選定は、大分市水道料金等関連総合業務委託事業者選定審査委員会(以下「審査委員会」という。)が行います。

審査委員会は、別に定める評価基準に基づき、参加事業者それぞれの業務提案書等及びプレゼンテーションの内容を項目ごとに審査及び評価して採点を行い、評価合計点が最も高い者を受託候補者として選定します。

評価合計点が同点である参加事業者が2者以上あるときは、業務に関する事項の得点が高い方の参加事業者の優先順位を上位にするものとし、これも同点であるときは、以下事業者に関する事項、見積価格の順で、同様の処理を行うものとします。

2 業務提案項目の配点等

(1)項目ごとの配点

審査項目			審査方式		配点	
業務提案	(1) 事業者に関する事項	①財務状況	書類	実績等の 審査委員 会全体	30点	
		②受託実績				
		③公的認証取得状況				
	(2) 業務に関する事項	業務実施体制等	④業務実施体制及び業務執行計画等	業務提案の内容	各審査委員	20点
		業務実施方法	⑤検針業務に対する考え方			40点
			⑥調査業務に対する考え方			
		研修体制等	⑦研修体制等に対する考え方			30点
		個人情報保護	⑧個人情報保護に対する考え方			15点
		地域貢献	⑨地域貢献に対する考え方			15点
		危機管理	⑩災害時及び緊急時等危機管理に対する考え方			15点
業務引継ぎ		⑪業務引継ぎに対する考え方	15点			
業務改善提案	⑫業務効率化及びサービス向上の提案	15点				
小 計					195点	
(3) 提案見積価格に関する事項	⑬見積価格評価	見積価格	審査委員 会全体	55点		
評価合計点					250点	

(2) 最低基準点

最低基準点は評価合計点の5割とし、最低基準に満たない場合は、受託候補者に選定しません。

3 審査及び評価の基準

参加事業者の業務提案を総合的に審査するため、事業者の業務実施能力を評価する「事業者に関する事項」3項目(①～③)、業務の資質向上を図る能力を評価する「業務に関する事項」9項目(④～⑫)、経済性を評価する「提案見積価格に関する事項」1項目(⑬)の合計13項目について評価を行います。評価は審査項目ごとに行い、各項目の評価点の合計を評価合計点とします。

なお、審査及び評価は、以下の要領で行います。

(1) 審査委員会全体による審査

審査委員会全体で審査する項目については、主に財務状況、業務実績、社会的信頼性等を評価します。

「事業者に関する事項」については、提出書類により確認される実績等により、「提案見積価格に関する事項」については、提案見積書により審査を行います。

① 財務状況

会社の規模、財務・経営状況を提出される資料(直近2か年の会計年度における貸借対照表及び損益計算書)により確認し、将来にわたり安定して業務を行える経営基盤を有しているかを4段階で評価します。

② 受託実績

受託実績については、プロポーザルへの参加申込時に参加事業者から提出された検針業務受託実績調書(様式第5号)により行います。

他の水道事業体から受託した実績による豊富な経験及びノウハウの蓄積等について審査、評価するため、検針業務について、受託年数等に応じて4段階で評価します。

③ 公的認証取得状況

公的認証取得状況については、プロポーザルへの参加申込時に参加事業者から提出された情報セキュリティマネジメントシステム関連認証一覧表(様式第2号)により行います。

本委託業務では、上下水道使用者の個人情報を取扱うことはもとより、地域社会の主要インフラを担う業務でもあることから、情報セキュリティマネジメント並びに品質管理マネジメント及び環境マネジメント等についての認証の取得状況を4段階で評価します。

⑬ 見積価格評価

見積価格評価については、参加事業者から提出される提案見積書(様式第13号)により評価を行います。

最も低い見積価格を提示した参加事業者の価格を最高評価点とし、次順位以下は、以下の算

定式に基づき評価します。

(算定式)

$$\text{評価点} = \text{配点} \times \{(\text{最低提案額}) \div (\text{当該参加事業者の提案額})\}$$

(2) 審査委員個別による審査

各審査委員が個別に審査する項目については、主に業務に対する理解度、説明能力、意欲、業務提案書の的確性、表現力、実施手順の妥当性、業務従事者の配置の妥当性、提案内容の根拠及び解析力等を基準に評価します。参加事業者から提出された業務提案書の内容について、プレゼンテーション及びヒアリングを踏まえ、審査委員が審査項目ごとに5段階で評価します。

審査項目ごとの評価点は、審査委員の評価点を合計し、その平均点(小数点以下の端数がある場合は、小数点以下第2位を四捨五入します。)を採用します。

(ア) 審査委員による評価の方法

評価	評価の意味合い	評価点
A	優れている	配点×100%
B	やや優れている	配点×75%
C	普通	配点×50%
D	やや劣っている	配点×25%
E	劣っている	配点×0%

(イ) 審査委員個別による審査項目と審査評価の着眼点

各項目における審査については、以下の点を重視します。

④ 業務実施体制及び業務執行計画等

A. 業務実施の基本方針

各業務を適正かつ円滑に実施するための基本的な方針を有しているか。

B. スケジュール管理について

通年及び日々の業務のスケジュール管理の体制、方法についてどのように考えているか。

C. 適正な人員配置及び責任体制

適正に業務を履行できる人員配置、業務従事者を適切に指導できる業務責任者、副業務責任者の配置を講じることができるか。また、緊急の欠員が生じた場合にどのような対応がとれるか。

D. 業務マニュアルについて

業務従事者が使用するマニュアルの内容は適切か。また、マニュアルの整備計画をどのように行うか。

⑤検針業務に対する考え方

A. お客様対応について

検針業務において、迅速・丁寧なお客様対応をどのように考え、お客様ニーズに対する柔軟な対応について民間のノウハウがどのように活かされているか。

B. 指針の正確性について

定例日にメーター口径及びメーター番号を確認の上、正確に検針を行い、検針結果を間違いなくお知らせするための対策をどのように考えているか。

⑥調査業務に対する考え方

A. 異常水量への対応について

異常水量(水量の大幅増減、漏水等)についての対応をどのように行うか。

B. 総合業務受託事業者との連携・協力について

上下水道局が事業者間の調整に介入することを前提に、総合業務受託事業者との連携・協力をどのように行うか。

C. 無届使用者等に対する対応について

無届使用者及び大分市水道事業給水条例違反とみなされる使用が発覚した場合にどのような対応を行うか。

⑦研修体制等に対する考え方

A. 人材育成について

自社における人材育成の方針、考え方及び理想、目標とする人材が適切であり、業務従事者に明確に示されているか。

B. 業務従事者に対する離職防止対策について

業務従事者のモチベーションアップや離職防止対策を、どのように図るか。

C. 業務従事者に対する接遇指導等について

業務従事者全体の接遇能力や苦情対応力の向上・個人情報保護に関する研修の実施計画、内容、スケジュールについて、どのように考えているか。

D. コンプライアンスについて

法規範、社内規範、倫理規範が遵守されているか

E. 人権について

人権について、社内研修や外部研修への参加等を行っているか。

⑧個人情報保護に対する考え方

A. 個人情報の保護について

民間資格の活用も含め、個人情報等の保護についての具体的な方策を有しているか。また、情報管理の体制・方法等について、どのように考えているか。

B. 情報漏えい等発生時の対応について

情報漏えい等の事例が発生した場合について、どのように対応を行うか。

⑨地域貢献(地元雇用、地元経済)に対する考え方

A. 地元人材の雇用

業務従事者の地元雇用について、どのような方策を考えているか。

B. 地元経済への貢献

地元経済への貢献等について、どのような方策を考えているか。

⑩災害時及び緊急時等危機管理に対する考え方

A. 広範囲にわたる断水事故等における適切な協力支援体制

広範囲にわたる断水事故等における協力支援体制をどのように講じるか。

B. 災害時及び不測の事態における対応について

災害時及び不測の事態について、どのような対応を行うか。

⑪業務引継ぎに対する考え方

A. 業務引継ぎについて

業務委託を円滑に開始するための適切な移行体制、移行計画を有しているか。また、他の業者に引き継ぐ場合も同様に、適切な移行体制、移行計画を有しているか。

⑫業務効率化及びサービス向上の提案

A. 業務効率化及びサービス向上の提案

業務の効率化・迅速化、経費の削減、サービスの向上について、どのような取組みが行えるか。